

熊本市 客引き行為等をしない・させない・利用しない 宣言店制度のご案内

熊本市では、安心・安全な繁華街づくりを推進するため、客引き行為を行わない店舗を「宣言店」と認定し、「宣言店ステッカー」を交付して、支援します。

宣言店になると

- ▶ 「客引き行為をしない」安全・安心な店舗としてPRできます。
- ▶ 店舗入り口などに宣言店ステッカーを掲示できます。
- ▶ 希望店舗は市ホームページで店舗名、所在地、電話番号の情報を公開します。



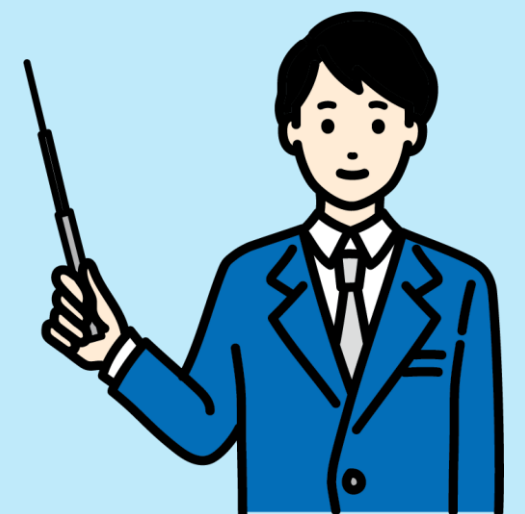
[宣言店ステッカー]

【申請の流れ】

(対象は客引き行為等禁止地区に所在する店舗)

- 1** ▶ 申請書の提出(次の①～③のいずれかで申請できます。)
 - ① 書面(紙媒体)による申請
 - ② 電子メール申請
 - ・申請書のダウンロード
 - ・記入して生活安全課へ電子メールにて送信
 - ③ オンライン申請
 - ・申請フォームにスマホ・PCで必要事項を入力

※法人経営の場合は、登記事項証明書の提出が必要です。
- 2** ▶ 市による審査
 - ※(関係法令に基づき、警察等関係機関への照会を含みます。)
- 3** ▶ 宣言店認定・ステッカー交付、掲示



お問い合わせ

熊本市 文化市民局 生活安全課

TEL:096-328-2397 FAX:096-353-2501

電子メール:shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp



▲詳細はこちら